

合併市に関する調査

記入月日：平成16年10月13日

基礎情報

都道府県・市名	石川県・七尾市（ななおし）
合併期日	平成16年10月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地（旧七尾市）
人口（合併直近の国調）	63,963人(H12国調)
面積	317.92km ²
議員定数	30人（在任特例期間終了後）
関係市町村名	七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町

関係市町村合併直前の状況

(H16.3.31住基人口)

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	七尾市		46,890	143.99	22
田鶴浜町		5,986	28.4	12	25.38%
中島町		7,566	98.75	13	30.40%
能登島町		3,509	46.78	12	28.90%
合計	-	63,951	317.92	59	24.79%

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

(H12～14平均)

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
七尾市		23,700,000	7,763,000	3,900,000	都市計画、半島振興、辺地	0.684
田鶴浜町		3,144,000	469,474	1,410,000	半島振興、辺地	0.249
中島町		5,592,000	583,080	2,527,583	半島振興、過疎	0.195
能登島町		3,500,000	237,676	1,680,000	半島振興、過疎	0.147
合計	-	35,936,000	9,053,230	9,517,583	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成16年9月30日
内容	<p>組織：各市町から10人ずつ（首長、助役、議員、学識経験者）、県から2人の計42人。 小委員会：新市名称、事務所の位置、建設計画、議会議員の任期、市章候補選考の5つの小委員会を設置。 協定項目：39の協定項目を協議。</p>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から26年度まで	
基本計画の主要項目	<p>(1)学ぶ～能登の未来を担うひとづくり～ (2)興す～経済的自立を可能にする産業活力づくり～ (3)笑う～笑顔で住み続けられるやすらぎづくり (4)結ぶ～人・地域・世界をつなぐ連携づくり</p>	
旧市町村庁舎の利活用	本庁舎（旧七尾市役所）及び3支所（旧3町役場）として活用。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年1ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長537,000円、副議長428,000円、議員401,000円（旧市議）、250,000円（旧町議）	
地域審議会の設置について	有	
内容	<p>設置：合併前の旧1市3町の区域ごと。 設置期間：合併の日から平成27年3月31日まで。 所掌事務：市長の諮問に応じて新市建設計画の変更・執行状況などを審議し答申する。 また、必要と認める事項について市長に意見を述べるができる。 組織：12人以内。 任期：2年。</p>	
地方税に関する特例	有	
内容	<p>固定資産税の税率については、100分の1.5とする。ただし、能登島町については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く5年度は、100分の1.4とする。</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	247.7億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）</p> <p>合併の方式：新設合併とする。 新市の事務所の位置：旧七尾市役所とする。 財産の取扱い：1市3町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。 議会の議員の定数及び任期の取扱い：合併特例法に基づき、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。また、新市の議会議員の定数は30人とする。 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い：1市3町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条に基づき、平成17年7月19日まで存続し、その後一つに統合する。 使用料、手数料の取扱い：住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から調整する。 公共的団体等の取扱い：それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編できるよう調整に努める。 各種団体への補助金、交付金等の取扱い：従来からの経緯、実情等に配慮し調整する。 町・字の区域、名称の取扱い：町・字の区域は従前のとおりとする。これまで3町で使用していた「字」の表記はしない。 慣行の取扱い：市民憲章、市の花木等及び市歌、都市宣言及び表彰制度については、新市において定める。</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>特になし</p>
---------	--